

3 機関合同の取締りを行いました

～特殊車両の違反車両4台の運転手を指導～

室蘭開発建設部では、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、下記のとおり特殊車両（一定の重さ・大きさを超える大型車両）の取締りを行いました。

計測車両5台のうち4台で違反を確認したため、当該車両の運転手に対し指導を実施しました。

また、特殊車両の取締りと合同で、北海道運輸局が脱輪事故防止のための大型車のホイール・ナット点検及び不正改造車並びに無車検車排除のための取締りを、北海道胆振総合振興局が軽油引取税に係る自動車燃料油の路上抜取調査を行いました。

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、交通上の支障となり重大な事故を引き起こす可能性がある上、橋や路面舗装を傷つけたり、道路付属物の破損を起こす一因となっています。

特に、重さを違法に超過した車両が道路の劣化に与える影響は非常に大きく、国土交通省では「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に基づき、違反者対策の強化を進めています。

室蘭開発建設部では、皆様に安心して道路を使っていただけるよう、今後も特殊車両の取締りを進めていきます。

記

- 1 実施日時 令和8年8月4日（火）13：30～15：30
- 2 実施場所 一般国道36号 苫小牧市植苗車両計測所（苫小牧市字植苗175：別紙参照）
- 3 取締結果
 - （1）室蘭開発建設部（特殊車両） 計測車両 5台 違反車両 4台
 - （措置内容（違反内容）） 警告書（経路違反） 1台
 - 警告書（連結違反） 2台
 - 警告書（無許可） 1台

(2) 北海道運輸局

(脱輪防止点検)	検査車両	6台	ゆるみのある車両	なし
(無車検車取締り)	検査車両	1, 632台	無車検の疑いがある車両	1台

(3) 北海道胆振総合振興局

(軽油抜取調査)	調査車両	5台	不正軽油車両	なし
----------	------	----	--------	----

【実施機関からのお願い】

(室蘭開発建設部)

特殊車両の運行に携わる方におかれましては、特殊車両通行制度への一層のご理解とご協力をお願いするとともに、申請手続についてお気軽に申請窓口（札幌開発建設部：011-611-4160）までご相談ください。

※「道路の老朽化対策に向けた大型車両の適正化方針」は国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

(北海道運輸局)

大型車の車輪脱落事故は一步間違えば歩道を通行する歩行者や自転車を巻き込み、死亡に至る事故となります。悲惨な事故をなくすためにも、以下の事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

※車輪脱落事故を防ぐために注意すべきポイントは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t2/t2-1/>

(北海道胆振総合振興局（苫小牧道税事務所課税課）)

不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなるものなので、不正軽油の撲滅に向けてご協力願います。

※不正軽油撲滅に向けた北海道の取組については、北海道庁ホームページでご覧いただけます。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/tax/keiyutorikumi.html>

【特車取締りに関する問合せ先】国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部

公物管理課 課 長 山岸 丈洋（電話 0143-25-7042）

公物管理課 上席専門官 橋場 浩一（電話 0143-25-7042）

室蘭開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/mr/>



【ホイール・ナット点検、不正改造車排除、無車検車の取締りに関する問合せ先】

国土交通省 北海道運輸局 自動車技術安全部 技術課

課長補佐 柴田 和哉（電話番号 011-290-2753）

【燃料油抜取調査に関する問合せ先】

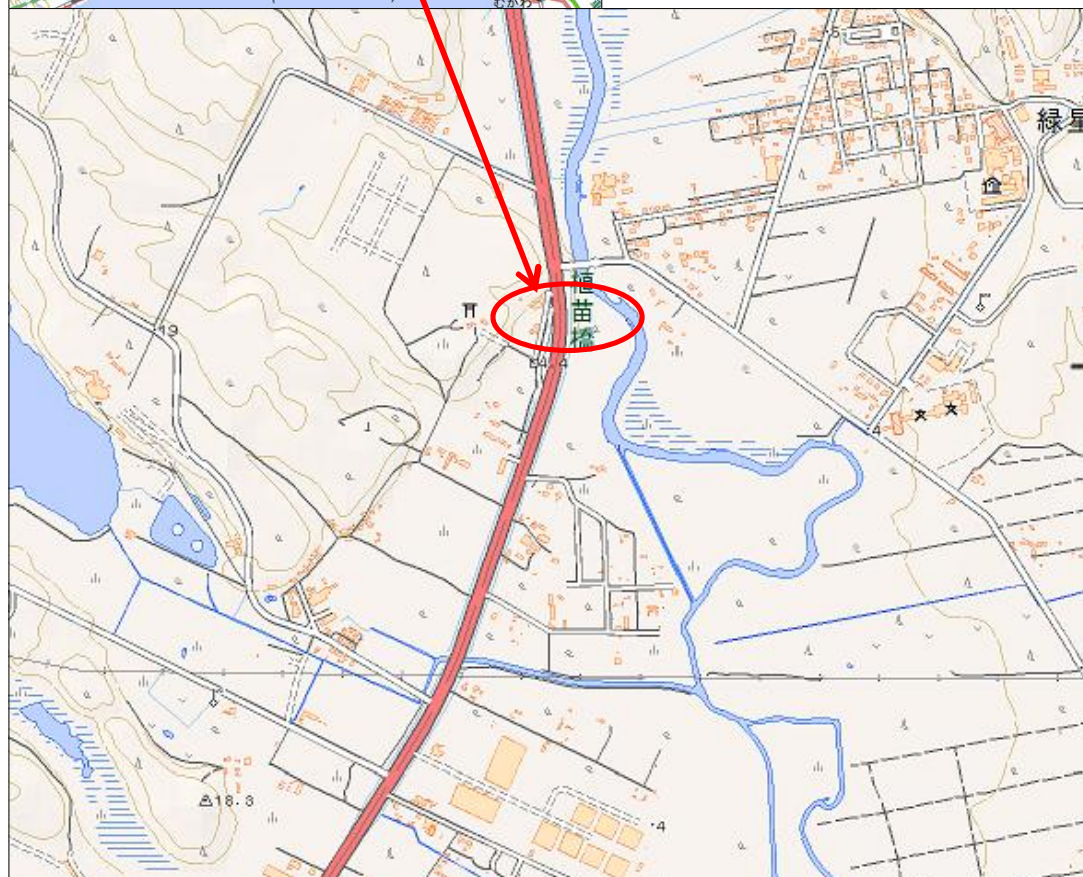
北海道 胆振総合振興局 苫小牧道税事務所 課税課

事業税間税係長 中田 聖美（電話番号 0144-32-5179 直通）

3機関合同取締 実施箇所図(植苗)



【場所】
苦小牧市字植苗175
室蘭開発建設部
ウエナエ
植苗車両計測所



(出典: 国土地理院地図)

3機関合同取締り状況(北海道開発局 特殊車両取締り)

特殊車両取締りの計測状況



掲載車両は違反車両ではありません。

特殊車両取締りの計測状況



掲載車両は違反車両ではありません。

3機関合同取締り状況(北海道運輸局 脱輪防止・無車検排除)

無車検車カメラ配置状況(無車検車排除の取組)



掲載車両は違反車両ではありません。

ホイール・ナット打音検査状況(脱輪防止の取組)



掲載車両は違反車両ではありません。

3機関合同取締り状況(苫小牧道税事務所 不正軽油撲滅)



軽油抜き取り検査状況

掲載車両は違反車両ではありません。



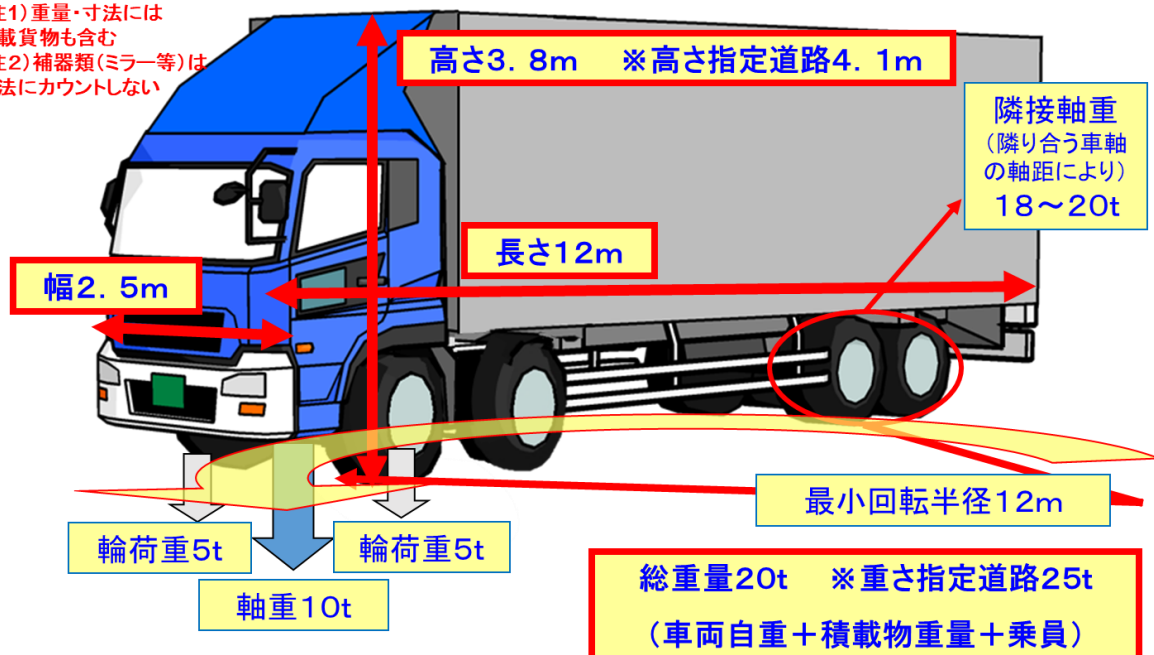
軽油抜き取り検査状況

掲載車両は違反車両ではありません。

特殊車両通行制度と申請窓口のご紹介 (R8.4.1時点)

1 自由通行できる一般的制限値(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)

(注1)重量・寸法には
積載貨物も含む
(注2)補器類(ミラー等)は
寸法にカウントしない



原則、上記数値(貨物含む)のうち1つでも超えると“特殊車両”となり、
通行には「通行許可」又は「通行可能経路の確認回答」が必要です！

2 特殊車両「通行許可申請」又は「通行可能経路の確認」窓口

①特殊車両「通行許可」申請手続きに係る相談

札幌開発建設部 特殊車両通行許可申請窓口 (土日祝除く8:30~17:15)

電話 011-611-4160 FAX 011-611-4162

E-Mail hkd-sp-info-tokusya@ki.mlit.go.jp

住所 〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目(4階北側)

②特殊車両「通行許可」オンライン申請システム全般(操作・意見要望等)

特車運用事務局 (関東地方整備局内：土日祝除く9:15~18:00)

電話 048-601-3223

E-Mail ktr-tokusya-info@ki.mlit.go.jp

特車ポータルサイト <https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/> 【重要！】

特殊車両通行ハンドブック(2025.4月版) 【制度や手続等。必携です！】

https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000783880.pdf

特車ポータルサイト

特車通行確認・特車通行許可
特殊車両通行申請手続き

③特殊車両「通行可能経路の確認」(特車通行確認制度の全て)

特車登録センター ((一財)道路新産業開発機構 (HIDO) ※

特車登録センター

HIDO 一般財団法人 道路新産業開発機構
Highway Industry Development Organization

土日祝除く9:00~17:30 ※道路法第48条の46第1項に基づく指定登録確認機関

電話 0120-161-948 (トウロクトクシャ)

E-Mail hido-tks-info@tks.hido.or.jp

特車確認制度HP <https://www.tks.hido.or.jp/> 【即日通行が可能です！】

特殊車両 通行**確認**制度 運用開始



無料でお試し検索!

・特殊車両通行確認制度のご利用はこちらへ

HIDO 特車



で検索!

・制度や操作方法などのお問合せはこちらへ



TEL 0120-161-948 (トウロクトクシャ)



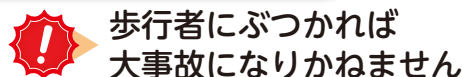
国土交通省

**重大事故を防ぐため、
適切な点検整備の実施を!**

日頃の点検整備を徹底し、安全な車社会の形成に、
ご協力をお願いいたします。



 事故件数は、近年増加



車輪脱落のことが
詳しくわかります

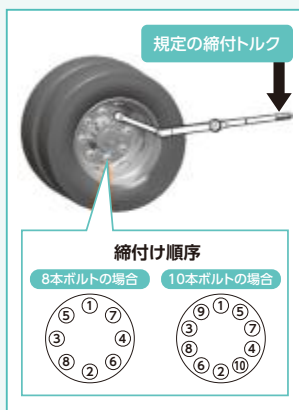


動画 URI

以下に特にご留意を！
※ISO規格の例のみ示しています

車輪脱着時

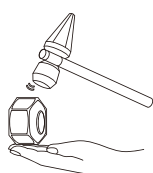
きちんと締め付けを行っても、
走行すると
初期なじみにより締め付け
力が低下します。
50～100キロほど走行したら、
規定トルクで増し締めを。



いずれかの方法で、緩みがないか日常的に確認しましょう。

目視点検

○ホイール・ナットへのマーキング

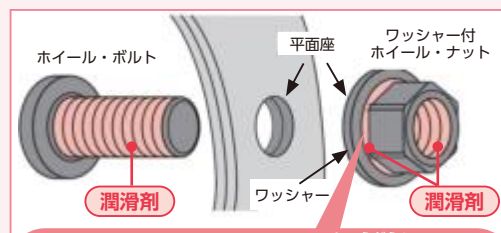


ナットが締る方向に叩く



○ホイール・ナットの回転を指示
するインジケータ類の装着

十分な締め付け力を得るため、各部を清掃後、赤色の箇所潤滑剤（エンジンオイル等）を薄くぬってください。



ナットとワッシャーの間（摺動部）に、
潤滑剤を忘れず塗ってください！

清掃し、潤滑剤を塗布してもスムーズに回転しない場合は、ナットを交換してください。



劣化がひどいものは交換を!

車両火災 事故



事故はバス・トラックともに発生していますが、特にバスでは、乗客を巻き込む重大事故につながりかねません

下記のような前兆が見られたら速やかに停車し、異常の有無を確認してください

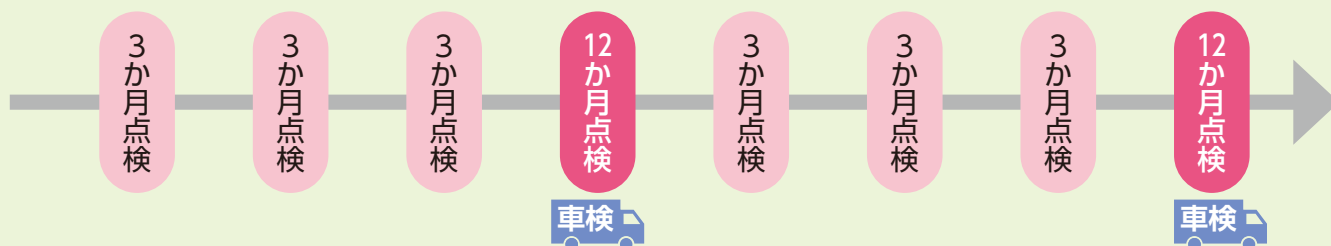
車両火災のことが詳しくわかります

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t2/t2-3/>



異常箇所	症 状
加速	普段より加速しづらい・減速しやすい
ブレーキの効き	普段より効きづらい
振動	ハンドルが異常に振動したり、ハンドルを取られたりする
音、臭い	聞き慣れない音がする ゴムや樹脂が焼けたような臭いがする
煙	白煙や黒煙が発生している
電気機器	異常な作動を起こしたり、ヒューズが切れたりする
警告灯	警告灯が点灯する、警報ブザーが鳴る

大型自動車の点検整備・車検と事業用自動車の行政処分



行政処分基準 (令和2年3月時点)

① 日常点検の未実施

<初違反> : 警告 ~ 5日 × 違反台数
<再違反> : 3日 ~ 10日 × 違反台数

② 定期点検整備の未実施

<初違反> : 警告 ~ 10日 × 違反台数
<再違反> : 5日 ~ 20日 × 違反台数

■推進：国土交通省 自動車点検整備推進協議会 ■後援：内閣府 警察庁 環境省

■協力：独立行政法人自動車技術総合機構 軽自動車検査協会 独立行政法人自動車事故対策機構

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 日本自動車輸入組合 一般社団法人 日本自動車連盟 一般社団法人 全国自家用自動車協会 公益社団法人 日本バス協会
公益社団法人 全日本トラック協会 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 一般社団法人 全国レンタカー協会 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会
一般社団法人 自動車検査登録情報協会 公益財団法人 日本自動車教育振興財団 一般社団法人 日本損害保険協会 全国共済農業協同組合連合会 全国労働者共済生活協同組合連合会
一般社団法人 日本自動車部品工業会 全日本自動車部品卸商協同組合 全国自動車電装品整備商工組合連合会 一般社団法人 自動車用品小売業協会 一般社団法人 電池工業会
全国ディーゼルポンプ振興会連合会 日本自動車車体整備協同組合連合会 一般社団法人 日本自動車車体工業会 全国タイヤ商工協同組合連合会 全国自動車部品販売店連合会
一般社団法人 日本自動車部品協会 全国オートバイ協同組合連合会 (順不同)



●自動車の点検・整備のことが詳しくわかります。

点 検 ・ 整 備

検 索

www.tenken-seibi.com

不正軽油と 関わりません!!

売らない

買わない

使わない

作らない

不正軽油は

不正軽油は
犯罪です。

脱税

不正
競争

環境
汚染

不正軽油は悪質な脱税行為です。公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなります。

Illegal diesel fuel is a crime.

不正軽油ストップ110番  0800-8002-110 又は右の二次元コードから

地方税共同機構／北海道不正軽油防止対策協議会



不正軽油と関わりません!!

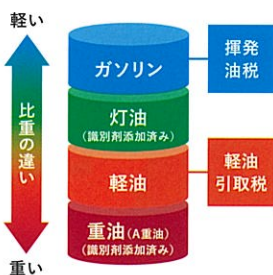
不正軽油に関わる人は すべて罰せられます!

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら原材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所や設備・器具を提供した人なども重い罰則が適用されます。

不正軽油とは?

主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなっています。

燃料油の種類



不正軽油の主なパターン



軽油引取税を脱税すると

軽油引取税を脱税すると、**10年以下の拘禁刑**あるいは**1,000万円以下の罰金**または**その両方**が科されます。なお、脱税額が1,000万円を超える場合は、**脱税相当額以下の罰金**が科されます。

(地方税法第144条の41)



不正軽油を製造すると

知事の承認を受けずに軽油等を製造すると、**違反行為者には10年以下の拘禁刑**あるいは**1,000万円以下の罰金**または**その両方**が科されます。**法人には3億円以下の罰金**が科されます。

(地方税法第144条の33)



不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると

不正軽油の製造に使用されると知って、原材料、薬品等を提供、運搬すると、**違反行為者には7年以下の拘禁刑**あるいは**700万円以下の罰金**または**その両方**が科されます。**法人には2億円以下の罰金**が科されます。(地方税法第144条の33)



不正軽油を運搬・保管・取得等すると

不正軽油と知って運搬、保管、取得等すると、**違反行為者には3年以下の拘禁刑**あるいは**300万円以下の罰金**または**その両方**が科されます。**法人には1億円以下の罰金**が科されます。(地方税法第144条の33)



検査を拒否すると

検査拒否等をする、**違反行為者には1年以下の拘禁刑**あるいは**50万円以下の罰金**が科されます。**法人には50万円以下の罰金**が科されます。(地方税法第144条の12)



不正軽油を使用すると

知事の承認を受けずに燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡、消費すると、**2年以下の拘禁刑**あるいは**100万円以下の罰金**が科されます。(地方税法第144条の33)



不正軽油の製造に関与した人も納税義務を負う場合があります。(地方税法第144条の4)

不審な業者や施設などの情報もぜひお寄せください!

- 市価に比べて異常に価格が安い。
- 廃工場や空き倉庫などから油臭、刺激臭がする。
- 夜間や早朝に不審なタンクローリーの出入りが多い。
- 不審な業者から、燃料の売り込みがある。

詳しくは
都道府県の税務担当課
または担当事務所
にお問い合わせください。